

第 8 章 対象事業に係る環境影響の総合的な評価

環境影響の総合的な評価について、調査・予測・環境の保全のための措置及び評価の結果の概要一覧は表 8-1-1(1)～表 8-18(2)に示すとおりである。

大気質、騒音、振動、低周波空気振動、悪臭、水質・底質、地下水、地盤、土壌、植物、動物、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、廃棄物等、温室効果ガス等、日照障害、電波障害及び安全性の各項目を総合的にみた場合においても、存在・供用時は環境影響の小さい焼却システムの採用や騒音、振動軽減策を図るなどの環境保全措置を講じ、工事中は環境影響の小さい建設機械の導入や工事関連車両の分散等の適切な工事計画の策定に努めることから、環境影響は低減できるものと判断する。

表 8-1-1(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(大気質)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
大気質	[資料調査] 調査対象区域周辺の大気汚染常時監視測定局において、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は環境基準及び環境目標値を達成したが、二酸化窒素は、環境基準を達成しているものの環境目標値を達成していない状況であった。 [現地調査] < 一般環境大気質 > 調査期間中の調査結果は、以下のとおりであり、環境基準の値を下回っていた。 ・二酸化硫黄 日平均値の最高値: 0.005ppm ~ 0.020ppm 1 時間値の最高値: 0.010ppm ~ 0.065ppm ・二酸化窒素 日平均値の最高値: 0.027ppm ~ 0.045ppm ・浮遊粒子状物質 日平均値の最高値: 0.049 ~ 0.069 mg/m³ 1 時間値の最高値: 0.069 ~ 0.130 mg/m³ ・ダイオキシン類 0.097 ~ 0.16 pg-TEQ/m³ < 道路沿道大気質 > 調査期間中の調査結果は、環境基準の値を下回っていた。 ・二酸化窒素 日平均値の最高値: 0.029ppm ~ 0.053ppm ・浮遊粒子状物質 日平均値の最高値: 0.031 ~ 0.087 mg/m³ 1 時間値の最高値: 0.073 ~ 0.162 mg/m³	存在 供用時	施設からのばい煙	[年平均値] 大気汚染物質の年平均値の、最大着地濃度が出現する位置は、煙突から南東約 1.0km の地点と予測される。 予測環境濃度は以下のとおりである。 < 本施設全体供用時 > ・SO₂(ppm): 0.00924 ・NO₂(ppm): 0.0294 ・SPM : (mg/m³): 0.0361 ・DXNs(pg-TEQ/m³): 0.161 < 第 1 期施設供用時 > ・SO₂(ppm): 0.00906 ・NO₂(ppm): 0.0292 ・SPM : (mg/m³): 0.0360 ・DXNs(pg-TEQ/m³): 0.160 [1 時間値] 大気汚染物質の 1 時間値の最大着地濃度が出現する位置は、風下 0.1km ~ 1.4km の地点と予測される。予測環境濃度は以下のとおりである。 < 本施設全体供用時 > ・SO₂(ppm): 0.0731 ~ 0.0819 ・NO₂(ppm): 0.0900 ~ 0.0967 ・SPM : (mg/m³): 0.134 ~ 0.138 ・HCl(ppm): 0.0071 ~ 0.0137 ・DXNs(pg-TEQ/m³): 0.280 ~ 0.302 < 第 1 期施設供用時 > ・SO₂(ppm): 0.0663 ~ 0.0692 ・NO₂(ppm): 0.0846 ~ 0.0869 ・SPM : (mg/m³): 0.131 ~ 0.132 ・HCl(ppm): 0.0020 ~ 0.0042 ・DXNs(pg-TEQ/m³): 0.263 ~ 0.271

表 8-1-1(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(大気質)

評価の概要				
環境の保全のための措置	評 価			
・定期的な補修工事、機能検査、機器の点検などを実施し、施設の性能を維持する。 ・排ガス中の窒素酸化物、酸素濃度及び燃焼温度等については、連続測定器を設置し、常時適切な運転管理を行う。 ・施設全体完工時までには排ガス処理等において新しい技術が開発された場合は、それらを技術的に検討し導入を図る。	予測結果は以下に示すとおり、年平均値及び1時間値の二酸化硫黄、浮遊粒子状物質及びダイオキシン類は環境基本法に基づく環境基準、1時間値の二酸化窒素は「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について(答申)」(昭和53年3月、中公審第163号)により提案された環境大気中の二酸化窒素の短期曝露の指針値、1時間値の塩化水素は「環境庁大気保全局長通知」(昭和52年6月、環大規大136号)の目標環境濃度を下回っており、施設からのばい煙による大気質への影響は軽微であると考える。			
	また、定期的な補修工事、機能検査、機器の点検などを実施し、施設の性能の維持を図り、排ガス中の窒素酸化物等の連続測定器の設置等の措置を講じることから、施設からのばい煙による環境への影響は低減できるものと判断する。			
	[年平均値の評価]			
	予測項目	予測時期	日平均値の2%除外値又は年間98%値	評価指標
	SO ₂ (ppm)	1	0.0199	0.04以下
		2	0.0196	
	NO ₂ (ppm)	1	0.0499	0.04～0.06のゾーン内、又はそれ以下
		2	0.0496	
	SPM (mg/m ³)	1	0.0817	0.10以下
		2	0.0815	
	DXNs (pg-TEQ/m ³)	1	0.161	0.6以下
		2	0.160	
	(環境基準)			
	1：本施設全体供用時 2：第1期施設供用時 3：DXNsは予測環境濃度を示す。			
	[1時間値の評価]			
	予測項目	予測時期	予測環境濃度	評価指標
	SO ₂ (ppm)	1	0.0731～0.0819	0.1以下
		2	0.0663～0.0692	
	NO ₂ (ppm)	1	0.0900～0.0967	0.1～0.2以下
		2	0.0846～0.0869	
	SPM (mg/m ³)	1	0.134～0.138	0.20以下
		2	0.131～0.132	
	HCl (ppm)	1	0.0071～0.0137	0.02以下
		2	0.0020～0.0042	
	DXNs (pg-TEQ/m ³)	1	0.280～0.302	0.6以下
		2	0.263～0.271	
	1：本施設全体供用時 2：第1期施設供用時			

表 8-1-2(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(大気質)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
大気質	前述のとおり	建設工事	建設作業による粉じん等 (NO _x 、SPM)	建設機械の稼働により排出される大気汚染物質の年平均値の予測の結果、最大着地濃度が最も大きくなる予測時期は第1期工事の土木・建築工事時であり、出現位置は、事業予定地の南側敷地境界付近と予測される。 予測環境濃度は、以下のとおりである。 < 第1期工事 > ・NO₂(ppm):0.0371 ・SPM(mg/m³):0.0374 < 西側施設工事 > ・NO₂(ppm):0.0347 ・SPM(mg/m³):0.0370
			建設作業による粉じん等 (粉じん)	ビューフォート風力階級に分類した結果、土壌が飛散する可能性のある風力階級4以上の風速は、5%程度と少ないと予測される。 建設作業に伴い発生する粉じんは、適宜散水を行うことや、工事関連車両荷台に防塵覆いを行い、また、工事区域に高さ3mの仮囲いを設置することにより、粉じんの飛散を最小限に抑えられる。
		工事関連車両の走行	自動車排ガス	工事関連車両の走行による自動車排ガスの道路端における予測環境濃度は、以下のとおりである。 ・NO₂(ppm):0.0755～0.0921 ・SPM(mg/m³):0.121～0.162

表 8-1-2(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(大気質)

建設工事作業による粉じん等

自動車排ガス

評価の概要																				
環境の保全のための措置		評 価																		
・作業待機中は建設機械のエンジンを止めるなど、アイドリングストップを徹底する。 ・工程管理により建設機械の稼働が集中しないようにする。		建設作業による二酸化窒素、浮遊粒子状物質の予測結果は、以下に示すとおりであり、環境基本法に基づく環境基準を下回っており、建設作業による粉じん等(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)の大気質への影響は軽微であると考える。 また、建設作業の実施にあたり、作業待機中は建設機械のアイドリングストップを徹底する等の措置を講じることにより、建設作業による粉じん等(窒素酸化物、浮遊粒子状物質)の環境への影響は低減できるものと判断する。 <table><tr><th colspan="2">予測項目</th><th>日平均値¹</th><th>評価指標</th><th rowspan="5">環境基準</th></tr><tr><td rowspan="2">NO₂ (ppm)</td><td>第1期工事</td><td>0.0595</td><td rowspan="2">0.04～0.06のゾーン内、又はそれ以下</td></tr><tr><td>西側施設工事</td><td>0.0565</td></tr><tr><td rowspan="2">SPM (mg/m³)</td><td>第1期工事</td><td>0.0838</td><td rowspan="2">0.10以下</td></tr><tr><td>西側施設工事</td><td>0.0832</td></tr></table> 1：日平均値の年間98%値又は2%除外値		予測項目		日平均値 ¹	評価指標	環境基準	NO ₂ (ppm)	第1期工事	0.0595	0.04～0.06のゾーン内、又はそれ以下	西側施設工事	0.0565	SPM (mg/m ³)	第1期工事	0.0838	0.10以下	西側施設工事	0.0832
予測項目		日平均値 ¹	評価指標	環境基準																
NO ₂ (ppm)	第1期工事	0.0595	0.04～0.06のゾーン内、又はそれ以下																	
	西側施設工事	0.0565																		
SPM (mg/m ³)	第1期工事	0.0838	0.10以下																	
	西側施設工事	0.0832																		
・掘削工事等により発生した残土を一時保管する場合には、必要に応じ防塵シート等を被せ、粉じんの飛散を防止する。 ・造成裸地については、早期緑化等に努める。 ・工程管理により建設機械の稼働が集中しないようにする。 ・<u>タイヤ洗浄装置を設け、工事関連車両出入りによる粉じんの飛散防止に努める。</u>		建設作業に伴い発生する粉じんは、土壌が飛散する可能性がある風速は 5%程度と少なく、散水の実施、仮囲いの設置等により、最小限に抑えられることから、建設作業による粉じん等(粉じん)の大気質への影響は軽微であると考える。 また、建設作業の実施にあたり、一時保管残土の防塵シート掛け、造成裸地の早期緑化等の措置を講じることにより、建設作業による粉じん等(粉じん)の環境への影響は低減できるものと判断する。																		
・工事関連車両を分散させる走行ルートの選定及び工程管理を徹底する。 ・建設資材等の搬出入車両については、搬出量に応じた適切な車種・規格を選定し、工事関連車両の走行台数の抑制に努める。 ・工事関係者の通勤は可能な限り公共交通機関の利用や自動車の相乗りを推進し、通勤車両台数の抑制に努める。		工事関連車両の走行に伴う自動車排ガスの予測結果は、「二酸化窒素の人の健康影響に係る判定条件等について(答申)」(昭和53年3月、中公審第163号)により提案された環境大気中の二酸化窒素の短期曝露の指針値、及び環境基本法に基づく環境基準を下回っており、工事関連車両の走行に伴う自動車排ガスの大気質への影響は軽微であると考える。 また、工事の実施にあたっては、工事関連車両の分散化、工事関連車両台数の抑制等の措置を講じることにより、工事関連車両の走行に伴う自動車排ガスの環境への影響は低減できるものと判断する。 <table><tr><th>予測項目</th><th>予測環境濃度</th><th colspan="2">評価指標</th></tr><tr><td>NO₂ (ppm)</td><td>0.0755～0.0921</td><td>0.1～0.2以下</td><td>中央公害対策審議会答申</td></tr><tr><td>SPM (mg/m³)</td><td>0.121～0.162</td><td>0.20以下</td><td>環境基準</td></tr></table>		予測項目	予測環境濃度	評価指標		NO ₂ (ppm)	0.0755～0.0921	0.1～0.2以下	中央公害対策審議会答申	SPM (mg/m ³)	0.121～0.162	0.20以下	環境基準					
予測項目	予測環境濃度	評価指標																		
NO ₂ (ppm)	0.0755～0.0921	0.1～0.2以下	中央公害対策審議会答申																	
SPM (mg/m ³)	0.121～0.162	0.20以下	環境基準																	

表 8-2(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(騒音)

項目	調査結果の概要	予測の概要			
		影響要因		予測項目	予測結果
騒音	[資料調査] 港区野跡4丁目の環境騒音は昼間が 58dB、夜間が 53dB でありともに環境基準を上回っている状況であった。 港区野跡5丁目の道路交通騒音は昼間 71dB、夜間 64dB であり昼間は環境基準を 1dB 上回っている状況であった。 [現地調査] < 環境騒音 > 昼間は平日が、49dB ~ 60dB、休日が 44dB ~ 52dB であった。夜間は平日が 43dB ~ 52dB、休日が 43dB ~ 51dB であった。 事業予定地の環境基準の値と比較すると、昼間は全ての地点で環境基準の値(C 類型 : 60dB (昼間)、50dB (夜間))を下回っていたが、夜間は、環境基準の値を上回る地点があった。 < 道路交通騒音 > 通常時の休日についてはA地点(汐止交差点付近) : 66dB、B地点(金城橋交差点付近) : 67dB、C 地点(二ツ八(株)西側道路) : 62dB の全ての地点で環境基準の値を下回っていた。平日については、A、B 地点は 72dB と環境基準の値を上回っており、C 地点は 69dB と環境基準を下回っていた。また、混雑時についてはA地点で 71dB と環境基準の値を上回っており、B、C 地点では 69dB、65dB と環境基準の値を下回っていた。	存在 供用時	施設の稼働	工場騒音	< 本施設全体供用時 > 最大は敷地境界西側で 54dB、北側敷地境界で 57dB、東側敷地境界で 53dB、南側敷地境界で 54dB と予測される。 < 第1期施設供用時 > 最大は敷地境界西側で 46dB、北側敷地境界で 53dB、東側敷地境界で 48dB、南側敷地境界で 53dB と予測される。
			工事中	建設工事	建設作業騒音
		工事関連車両の走行		道路交通騒音	第1ルート(事業予定地の東側を通行するルート)では、A 地点(汐止交差点付近)において最大 0.3dB、B地点(金城橋交差点付近)において最大 0.9dB の増加と予測される。 第2ルート(事業予定地の西側を通行するルート)では、C 地点(庄内川付近)において最大 1.3dB、A地点において最大 0.3dB の増加と予測される。

表 8-2(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(騒音)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
定期的な施設の補修工事、機能検査、機器の点検などを実施し、施設の性能を維持する。	低騒音型の機器を導入し、建屋の構造及び配置並びに機器の配置に配慮することにより、本施設全体供用時には、施設の稼働に伴う騒音の敷地境界における最大値は 57dB と予測される。第 1 期施設供用時には、敷地境界における最大値は 53dB と予測される。予測の結果、敷地境界における騒音の規制基準と比較すると敷地境界の最大値は、最も厳しい夜間の規制基準(60dB)を満足している。さらに、約 1.0km 離れた最も近い住居地域においては十分に距離減衰が見込まれるため、施設の稼働に伴う騒音の影響は軽微なものと考ええる。 また、低騒音型の機器の導入に努め、定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能を維持することにより、施設の稼働に伴う騒音の影響は低減できるものと判断する。
- 工事期間は長期にわたるため、実際の工事に当たっては、その際に指定されている最新型の低騒音型の建設機械の積極的な導入に努め、騒音の小さい工法の採用等騒音発生の低減に配慮する。 - 土木・建築工事(既設地下構造物撤去)は、必要に応じ防音シートを設置する。 - 特定建設作業以外の建設作業についても特定建設作業の規制基準を遵守する。 - 建設機械の分散配置に努める。 - 敷地境界付近では、騒音に対し十分配慮して作業を行う。	工事区域は高さ 3m の仮囲いをする事により、<u>第 1 期工事に伴う騒音の敷地境界における最大値は 74dB と予測される。敷地境界外では最大 76dB と予測される。西側施設工事に伴う騒音の敷地境界における最大値は 71dB、西側道路付近の最大値は 65dB 程度と予測される。</u> いずれも、敷地境界の特定作業に伴う騒音の規制基準(85dB)を満足している。さらに、約 1.0km 離れた最も近い住居地域においては、十分に距離減衰が見込まれるため、建設工事に伴う騒音の影響は軽微であると考ええる。 また、低騒音型として指定された建設機械の導入積極的な導入に努め、建設機械の分散配置等の措置を講じることから、建設工事に伴う騒音の影響は低減できるものと判断する。
- 資材の搬入車両が極端に集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。 - 工事関係者の通勤は、可能な限り公共交通機関の利用や自動車の相乗りを推進し、通勤車両台数の抑制に努める。 - 建設資材等の搬出入車両については、搬出入量に応じた適切な車種・規格を選定し、工事関連車両の走行台数の抑制に努める。	道路交通騒音は第 1 ルート(事業予定地の東側を通行するルート)の最大で 0.9dB、第 2 ルート(事業予定地の西側を通行するルート)の最大で <u>1.3dB 増加する。環境基準の値と比べると、A、B 地点においては全ての時間帯、C 地点では一部の時間帯で上回っているが、増加分は 1dB 程度にとどまると予測され、現況を著しく悪化させないものと判断できるため、工事関連車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は軽微であると考ええる。</u> また、資材の搬入車両が極端に集中しないよう搬入時期・時間の分散に努めること、工事関係者の通勤は可能な限り公共交通機関の利用や自動車の相乗りを推進し、通勤車両台数の抑制に努めることにより、工事関連車両の走行に伴う道路交通騒音の影響は低減できるものと判断する。

表 8-3(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(振動)

項目	調査結果の概要	予測の概要			
		影響要因		予測項目	予測結果
振動	[資料調査] 港区野跡 5 丁目における道路交通振動は 55dB であった。 [現地調査] ＜環境振動＞ 昼間は平日が 38dB ～ 53dB、休日が 30dB 以下 ～ 38dB であった。夜間は、平日が 30dB 以下 ～ 45dB、休日が 30dB ～ 35dB であった。 振動の感覚閾値 (55dB) と比較すると、全ての地点で下回っていた。 ＜道路交通振動＞ 通常時の平日及び混雑時が 57dB 程度、通常時の休日が 42dB ～ 45dB であった。 L ₁₀ による評価で、いずれの地点とも振動規制法に基づく第二種区域の道路交通振動の要請限度を下回っていた。 通常時の平日と休日と比較した場合、両地点ともに大・中型車の交通量の多い平日が高くなっていた。また、L ₁₀ による評価で、混雑時(休日)の振動レベルは通常時の平日に相当するレベルであった。	存在 供用時	施設の稼働	工場振動	＜本施設全体供用時＞ 敷地境界で最も振動が大きくなるのは、 <u>南側</u> の敷地境界で、 <u>63dB</u> と予測される。 ＜第 1 期施設供用時＞ 敷地境界で最も振動が大きくなるのは、 <u>南側</u> の敷地境界で <u>61dB</u> と予測される。
			工事中	建設工事	建設作業振動
				工事関連車両の走行	道路交通振動

表 8-3(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(振動)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・主要な機器には独立基礎(各機器に独立の機械基礎を設けること)を設け、振動の伝搬を抑える。 ・定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し施設の性能を維持する。	低振動型の機器を導入し、振動の伝搬を抑えることにより、施設の稼働に伴う振動の敷地境界における最大値は、本施設全体供用時で <u>63dB</u>、第1期施設供用時で <u>61dB</u> である。 予測結果は人が振動を感じ始める閾値(55dB)を超えている。<u>しかし</u>、約 1.0km 離れた住居地域においては、十分に距離減衰が見込めるため、施設の稼働に伴う振動の影響は軽微であると考ええる。 また、主要な機器に独立基礎を設けることや、定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能を維持することにより、施設の稼働に伴う振動の影響は低減できるものと判断する。
・工事期間は長期にわたるため、実際の工事に当たっては、その際指定されている最新型の低振動型の建設機械の積極的な導入に努め、振動の小さい施工方法の採用等、振動発生の低減に配慮する。 ・特定建設作業以外の建設作業についても、特定建設作業の規制基準値を遵守する。 ・建設機械の配置の分散に努める。 ・工程管理により建設機械の稼働が集中しないようにする。 ・敷地境界付近での作業時には、振動に対し十分配慮して作業を行うように努める。	第 1 期工事の敷地境界における最大値は 71dB と予測される。<u>西側施設工事に伴う振動レベルは、敷地境界において最大 63dB であり、西側道路付近では最大 54dB 程度と予測され、敷地境界における特定建設作業に伴う振動の規制基準(75dB)を満足している。</u>さらに、約 1.0km 離れた住居地域においては十分に距離減衰が見込めるため建設工事に伴う振動の影響は軽微であると考ええる。 また、振動発生の低減に配慮すること、特定建設作業以外の建設作業についても特定建設作業の規制基準値を遵守すること等により、建設工事に伴う振動の影響は低減できるものと判断する。
・工程管理により資材の搬入車両が極端に集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努める。 ・工事関係者の通勤は、可能な限り公共交通機関の利用や自動車の相乗りを推進し、通勤車両台数の抑制に努める。 ・建設資材等の搬出入車両については、搬出入量に応じた適切な車種・規格を選定し、工事関連車両の走行台数の抑制に努める。	道路交通振動は第1ルート(事業予定地の東側を通行するルート)の最大で 0.5dB、第2ルート(事業予定地の西側を通行するルート)の最大で <u>1.0dB</u> 増加すると予測され、現況に対し著しい影響を与えないものと判断されるため、工事関連車両の走行に伴う道路交通振動の影響は軽微であると考ええる。 また、資材の搬入車両が極端に集中しないよう搬入時期・時間の分散化に努めること、工事関係者の通勤は可能な限り公共交通機関の利用や自動車の相乗りを推進し、通勤車両台数の抑制に努めることにより、工事関連車両の走行に伴う道路交通振動の影響は低減できるものと判断する。

表 8-4(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(低周波空気振動)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
低周波空気振動	[現地調査] < 事業予定地 > 1/3 オクターブバンド音圧レベル 全ての地点で低周波音による物的苦情に関する参照値を下回っていた。心身に係る苦情に関する参照値は 31.5Hz 以上の領域で上回っていた。 G特性音圧レベル 全ての地点でG特性音圧レベルの心身に係る苦情に関する参照値(92dB(A.P))を下回っていた。 < 類似事例調査 > 1/3 オクターブバンド音圧レベル 稼働日及び非稼働日の各設備の室外における調査結果は全ての地点で低周波音による物的苦情に関する参照値を下回っていた。心身に係る苦情に関する参照値は 31.5Hz 以上の領域で上回っていた。 G特性音圧レベル 稼働日及び非稼働日の各設備の室外における調査結果は全ての地点でG特性音圧レベルの心身に係る苦情に関する参照値(92dB(A.P))を下回っていた。	施設の稼働	低周波空気振動レベル	< 本施設全体供用時 > 1/3 オクターブバンド音圧レベルでの A.P(オールパス)は 43dB ~ 47dB、G特性音圧レベルでの A.P は 46dB ~ 50dB と予測される。 < 第1期施設供用時 > 1/3 オクターブバンド音圧レベルでの A.P(オールパス)は 34dB ~ 44dB、G特性音圧レベルでの A.P は 38dB ~ 47dB と予測される。

表 8-4(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(低周波空気振動)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・環境の保全のための措置は、以下に示すとおりとする。 送風機 機器からの発生:消音装置の設置 ダクトからの発生:整流装置の設置 空気圧縮機(コンプレッサー) 吸気、または吐出配管系に消音装置を設置 振動ふるい 防音カバー、防音囲い 攪拌機 高剛性建屋で覆う	施設の稼働に伴い発生する低周波空気振動は、1/3 オクターブバンド音圧レベル、G特性音圧レベルともに物的苦情に関する参照値及び心身に係る苦情に関する参照値を下回ると予測される。現地調査の結果、現況において心身に係る苦情に関する参照値を上回っている領域(31.5Hz 以上)があるものの、現況レベルと比べて施設の稼働に伴い発生する低周波空気振動レベルは小さく、現況を著しく悪化させないものとする。 また、予測された低周波空気振動レベルは小さく周辺への影響は軽微であること、消音装置、整流装置及び防音カバー等を設置することから、施設の稼働に伴い発生する低周波空気振動の環境への影響は低減できるものと判断する。

表 8-5(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(悪臭)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
悪臭	[現地調査] <事業予定地> 敷地境界において、22物質のうち硫化水素、アセトアルデヒドの2物質は定量されたものの、濃度は低く、全ての物質は規制基準値未満であった。 また、臭気指数はすべて10未満であり指導基準値未満であった。 <類似事例調査> 灰出し設備及び汚泥処理施設(汚泥受入箇所)及びし渣沈砂洗浄施設の事例調査は、各建屋の直近で行い、臭気指数については汚泥処理施設(汚泥受入箇所)で敷地境界の指導基準値を上回っていたが、特定悪臭物質濃度については、全地点で敷地境界の規制基準値を下回っていた。 煙突(煙道)での調査はアンモニア等6物質が、脱臭設備(脱臭口)での調査はメチルメルカプタン等4物質が定量された。	施設の稼働	悪臭物質の濃度等(施設からの漏洩による影響)	灰出し設備、汚泥受入設備及びし渣洗浄棟、沈砂洗浄施設の漏洩による影響は、汚泥受入設備の臭気指数(臭気濃度)以外は施設の直近で敷地境界における規制(指導)基準値を下回っており、規制(指導)基準値を上回っている臭気濃度の受泥棟についても、開口部が敷地中央側にあることや距離減衰が見込めるものと予測される。 また、比較的臭気指数(臭気濃度)の高い灰出し設備は、本施設全体供用時には8箇所となり複合的な影響も考えられるが、それぞれの開口部が約30m程度離れていることに加え、敷地境界までも約50m程度離れていることから、距離減衰が見込めると予測される。
			悪臭物質の濃度等(排ガスによる影響)	煙突で検出された特定悪臭物質(アンモニア等6物質)は定量下限値よりも小さい値になると予測される。また、臭気指数(臭気濃度)も定量下限値よりも小さい値になると予測される。その他特定悪臭物質は、煙突で定量下限値未満であることから、地上においてはこれより小さい値になると予測される。
			悪臭物質の濃度等(脱臭装置排ガスによる影響)	脱臭装置出口で検出されたメチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、アセトアルデヒド及び臭気指数(臭気濃度)は、いずれも敷地境界において規制(指導)基準値を下回ると予測される。また、その他の物質は、排出口において定量下限値未満であることから、地上においてはこれよりも小さい値になると予測される。

表 8-5(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(悪臭)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・ 定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能確保を図る。 ・ 施設の配置に配慮する。受泥棟の開口部(トラック出入口シャッター)は敷地内側とする。また、開口部の開口は、極力、短時間とする。 ・ 密閉性を高めた建物構造を採用し、悪臭漏洩を防止する。 ・ 焼却炉棟の灰出しは、交互に行い、全ての灰出しが同時に行われることがないよう運転管理を行う。	施設からの漏洩による影響は、汚泥受入設備の臭気指数(臭気濃度)以外は施設の直近で敷地境界における規制(指導)基準値を下回っており、汚泥受入設備及び灰出し設備の臭気指数(臭気濃度)の影響は脱臭設備で活性炭吸着処理し、距離減衰も見込めることから、施設からの漏洩による悪臭の影響は軽微であると考ええる。 また、定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能確保を図り、受泥棟の開口部(トラック出入口シャッター)は敷地内側とする等の措置を講じることから、施設からの漏洩による悪臭の影響は低減できるものと判断する。
・ 排ガス処理設備で処理した排ガスの測定を行い適切な管理を行う。 ・ 定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能を維持する。	予測の結果、特定悪臭物質及び臭気指数(臭気濃度)は、定量下限値未満であり、煙突排ガスによる悪臭の影響は軽微であると考ええる。 また、排ガス測定を行い、定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能確保を図る等の措置を講じることから、煙突排ガスによる悪臭の影響は低減できるものと判断する。
・ 定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能を維持する。 ・ 脱臭装置に使用する吸着剤等の薬品は、適宜補充・交換し、能力の低下が生じないようにする。	メチルメルカプタン、硫化水素、硫化メチル、アセトアルデヒド及び臭気指数(臭気濃度)は、いずれも規制(指導)基準値を下回り、その他の物質は定量下限値未満になることから脱臭装置排ガスによる悪臭の影響は軽微であると考ええる。 また、定期的な補修工事、機能検査及び機器の点検などを実施し、施設の性能を維持すること、脱臭装置に使用する吸着剤等の薬品は適宜補充・交換することにより、脱臭装置排ガスによる悪臭の影響は低減できるものと判断する。

表 8-6(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(水質・底質)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
水質・底質	[資料調査] 庄内川(庄内新川橋)の水質は環境基準の値及び環境目標値を満たしていた。 名古屋港の水質はCODについて環境基準の値を下回っていた。また、ダイオキシン類は環境基準を達成していた。 底質中のダイオキシン類は環境基準の値を下回っていた。 [現地調査] 放流先排出口の直下における水素イオン濃度は7.4~8.4、溶存酸素量は1.6~9.9 mg/l、化学的酸素要求量は1.0~7.4 mg/lであった。 浮遊物質量は4.0~12 mg/lであり、冬季の干潮時の水質は環境目標値を上回ったものの、冬季の満潮時や他の季節については、環境目標値を下回っていた。	建設工事	建設工事に伴う排水	<浮遊物質量の放流量> 浮遊物質量の放流量は約281kg/日、放流濃度は198mg/lと予測される。 <浮遊物質量の拡散範囲> 濁水による拡散範囲は放流先から107mであり、この地点で現況水質程度に収まると予測される。 <有害物質の放流の濃度> 有害物質(鉛、砒素、ほう素及びふっ素)の放流濃度は、特定施設に係る排水基準値を下回っていると予測される。
		工事中		

表 8-6(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(水質・底質)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・ コンクリートミキサー車等の洗浄水は、場外運搬処分する。 ・ 工事排水の濁度及び水素イオン濃度について、簡易測定により常時監視する。 ・ 工事排水量及び放流濃度がより小さく低くなるように排水系統別に処理する等の設計を行う。 ・ 日降水量が 30mm 以上見込まれる場合の土木・建築工事(既設地下構造物撤去)、土工事(掘削工)、躯体工事(土木)は中止し、濁水の発生を極力避ける。	浮遊物質量の放流量は約 281kg/日、放流濃度 198mg/l と予測され、「市民の健康と安全を確保するための環境の保全に関する条例」における建設工事に伴う排水の目安の値 200mg/l を下回る。 濁水については、放流先から 107mの地点で現況水質程度に収まると予測される。なお、干潮時の春季、夏季及び秋季は概ね 107mで環境目標値(10mg/l)を下回り、満潮時は概ね 30m で環境目標値を下回る。 有害物質の放流濃度については、参考とした「特定施設に係る排水基準値」を下回る。 したがって、建設工事に伴う放流先公共用水域の水質への影響は軽微であると考える。 また、工事排水の濁度及び水素イオン濃度について簡易測定により常時監視するとともに、日降水量が 30mm 以上見込まれる場合の土木・建築工事(既設地下構造物撤去)、土工事(掘削工)、躯体工事(土木)は中止し、濁水の発生を極力避ける等の措置を講じることから、建設工事に伴う放流先公共用水域の水質への影響は低減できるものと判断する。

表 8-7(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(地下水)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
地下水	[資料調査] < 文献調査 > 事業予定地における定期モニタリングにおいて平成 14 年度から本市が行っている港区空見町における定期モニタリングの結果は、0.019mg/l の砒素が検出されており環境基準の値 (0.01mg/l 以下) を上回っていた。 < 新日本製鐵(株)からの報告 > 新日本製鐵(株)の報告では調査項目全 26 項目中、4 項目(鉛、砒素、ふっ素、ほう素)において環境基準の値を上回っていた。 環境基準の値を上回った物質及びその値は、鉛(最大)0.022mg/l、砒素(最大)0.012mg/l、ふっ素(最大)1.2mg/l 及びほう素(最大)2.3mg/l である。なお、地下水が環境基準の値を上回った原因は、「土壌」で示すように人為的原因ではなく、自然的原因によるものと判断した。	建設工事 工事中	地下水	地下部の掘削時は掘削部を止水性のある土留め壁等を用い締め切った状態で行い、掘削部底面及び土留め壁等の継ぎ目からしみ出た地下水は工事用ポンプを用い仮設沈砂池へ排出し、「水質」で予測したとおり、適正な処理をしてから公共用水域へ放流する計画であることから、事業予定地及び周辺地下水への浸透はほとんどないと予測される。

表 8-7(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(地下水)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・モニタリングを適宜行い、必要に応じて適切な措置を行う。	地下部の掘削時は、掘削部を止水性のある土留め壁等を用い締め切った状態で行い、しみ出した地下水は適正な処理を行い公共用水域へ放流することから事業予定地内及び事業予定地周辺の地下水への影響は軽微であると考え。 また、モニタリングを適宜行い、必要に応じて適切な措置を講じることから、掘削工事により発生する地下水の事業予定地及び周辺地下水への影響は低減できるものと判断する。

表 8-8(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(地盤)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
地盤	[資料調査] 事業予定地は沖積層に位置する。 地盤沈下の状況は揚水規制が開始された昭和 49 年度以降、地下水位の回復に伴い鈍化傾向を示しており、事業予定地周辺は平成 16 年度は 0.07cm、0.18cm 隆起している状況であった。 [現地調査] 砂及び粘性土が複雑に入り組んだ地層を成しており、地表面から地中 20m 付近までが堆積年代が新しい沖積層(現代～2 万年)、それ以深は堆積年代が古い洪積層(2 万年以前)に分類され、Ac2(沖積粘性土)は事業予定地中央付近にレンズ状に介在しており、その他の層は層厚に変化があるもののほぼ水平に堆積している。なお、沖積層のうち表層部 5m 程度は造成による盛土と想定する。	建設工事	地盤沈下量及び地下水位(周辺地下水の変動)	地下掘削工事では、止水性の高い土留め壁を不透水層に根入れさせるため、土留め壁外側の地下水の流入を抑え、掘削面からしみ出た地下水を工事用排水ポンプで汲み上げる程度であり、周辺地下水の変動はほとんどないと予測される。
			地盤沈下量及び地下水位(周辺地下水の変動に伴う周辺地盤の変位)	大規模な揚水設備の計画はなく、掘削面からしみ出た地下水を工事用排水ポンプで汲み上げる程度であり、掘削工事に伴う地下水変動がほとんどないため、地下水変動に起因する周辺地盤の沈下の影響もほとんどないと予測される。
			地盤沈下量及び地下水位(掘削に伴う周辺地盤の変位)	地下掘削に伴う周辺地盤の変位の影響範囲は、敷地境界から十分に離れており、敷地境界内で影響が留まると予測される。
			地盤沈下量及び地下水位(盛土による周辺地盤の変位)	北側敷地境界では 6.0cm、南側敷地境界では 4.9cm の沈下量で収まるものと予測される。なお、沈下がほぼ完了するまでの経過日数は北側敷地境界で 200 日程度、南側敷地境界で 210 日程度と予測される。

表 8-8(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(地盤)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・工事中は地盤変位と地下水位の観測を定期的に行うことで異常の早期発見に努める。また、必要に応じて影響を遮断・抑制するための対策を講じる。 ・地盤の沈下に関して、直接影響が考えられる事業予定地隣接地権者等と協議を行い、できる限り地盤変位が小さくなるような計画とする。	・周辺地下水の変動 - 地下掘削を伴う工事では止水性の高い土留め壁を不透水層まで根入れさせ、掘削面からしみ出た地下水を工事排水ポンプで汲み上げる程度であることから、周辺地下水位への影響は軽微であると考える。 - また、地下水位の定期的な観測等の措置を講じることから、周辺地下水位への影響は低減できるものと判断する。 ・周辺地盤の変位 - 掘削工事に伴う地下水変動がほとんどなく、掘削工事に伴い土留め壁の変形に起因する周辺地盤の沈下は、影響範囲が敷地内に十分収まり、敷地内の盛土による周辺地盤の沈下は北側敷地境界で 6.0cm、南側敷地境界で 4.9cm の沈下と予測されるため、地盤沈下への影響は軽微であると考える。 - また、地盤変位の定期的な観測等の措置を講じることから、地盤沈下への影響は低減できるものと判断する。

表 8-9(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(土壌)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
土 壌	[資料調査] <新日本製鐵(株)からの報告> ア 事業予定地の土地利用の経緯 事業予定地は愛知県により昭和 2 年から昭和 15 年の間に名古屋港の浚渫土砂で埋め立てられた。昭和 36 年に八幡製鐵(株)名古屋工場(新日本製鐵(株)空見工場)として使用され、昭和 46 年 10 月に一部休止以降現在に至っている。 操業形態からは土壌汚染に係る物質等の使用の形跡がみられなかった。休止後は倉庫及びモータープール等の用途として使用しており、土壌汚染に係る物質等の使用実績はなかった。 イ 土壌の状況 a. 土壌溶出量 全 26 項目中、表層調査で 3 項目(鉛、砒素、ふっ素)、深部調査で 4 項目(鉛、砒素、ふっ素、ほう素)が環境基準の値を上回った。 b. 土壌含有量 表層調査、深部調査ともに 9 項目全てが全地点とも土壌汚染対策法に基づく土壌含有量基準の値を下回っていた。 c. 土壌ガス 11 項目全てが全地点とも検出されなかった。	工 事 中	建設工事 土壌	工事計画より、掘削土砂は、敷地内の盛土材として利用する計画であり、敷地外への搬出はほとんどないが、掘削土砂が盛土材として適さない場合には、残土として掘削土砂を敷地外へ持ち出すこともあるが、その場合には汚染土管理票システムを用い、管理型処分場等で適切に処置をする。したがって、事業予定地内の環境基準の値を上回った土壌が周辺土壌に及ぼす影響はほとんどないものと予測される。

表 8-9(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(土壌)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・環境基準の値を上回った土壌粒子が混入するおそれのある工事排水は、適切な処理を行い放流する。 ・残土として場外へ搬出する土量を極力少なくする。 ・タイヤ洗浄装置を設け、環境基準の値を上回った土粒子の敷地外への飛散を防止する。	掘削量を極力減らし事業予定地内の盛土材とすることで敷地外への持ち出しを抑えた計画であり、残土として持ち出す場合には、汚染土管理票システムを用い適正に処理をすることにより周辺土壌への影響はほとんどないものとする。 また、残土として場外へ搬出する土量を極力少なくすること、タイヤ洗浄装置を設けるなどの措置を講じることで周辺土壌への影響は低減できるものと判断する。

表 8-10(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(植物)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
植物	[資料調査] ア 植物相 資料調査により 77 科 351 種が確認された。 イ 植生 大部分が市街地、住宅地、工場地で植生は乏しい。 ウ 重要な植物種等 重要な植物種として、8 種が確認された。 [現地調査] ア 植物相 現地調査により 89 科 319 種が確認された。 イ 植生 自然植生は存在せず、植栽されたクロマツ、クスノキ等の造成樹林植生と路傍・空地に成立したススキ、セイタカアワダチソウ等の草地植生によって大部分が構成されていた。 ウ 重要な植物種等 重要な植物種として、植栽されたシロダモ、マンサク(ともに名古屋市版レッドデータブック準絶滅危惧)及びホルトノキ(愛知県版レッドデータブック絶滅危惧 類)が確認され、自生種については確認されなかった。重要な植物群落は確認されなかった。 エ 緑の状況 事業予定地の面積 16ha における緑被率は 18.4 %、緑被面積は 2.95ha であった。	施設の存在	植物への影響	事業予定地では重要な植物種及び重要な植物群は確認されておらず、<u>周辺に存在する潜在的な自然植生に配慮しつつ植栽種を選定し、その整備についても維持管理まで含めた長期的な視点にたち、事業予定地内及びその周辺に現在生息している動物や植物の多様性を踏まえ生態系の維持等に配慮し、周辺地域の緑地との連続性を考慮した緑地配置とすることから、現況の植物相及び植生と比べ充実するものと予測される。</u> 緑の量の変化は、本施設全体供用時で約 1.85ha (約 11.6%)、第 1 期施設供用時で約 0.25ha(1.6%)増加する。

表 8-10(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(植物)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・事業予定地のまとまった空き地には可能な範囲において植栽を行う。	存在時における植物相及び植生は、現況植物環境より充実するものと予測され、緑の量も増加することから、施設の存在に伴う植物への影響は軽微であると考える。 また、事業予定地のまとまった空き地には可能な範囲において植栽を行う等の措置を講じることから、施設の存在に伴う植物への影響が低減できるものと判断する。

表 8-11-1(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(動物)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
動物	[資料調査] 事業予定地周辺に生息する鳥類としては 18 目 38 科 173 種が確認された。 水域では「ラムサール条約登録湿地：藤前干潟」が水鳥にとって渡り途中の中継地及び越冬地として極めて重要な場所となっていた。 その他の動物としては哺乳類が 4 目 6 科 11 種、は虫類が 2 目 4 科 6 種、両生類が 1 目 2 科 6 種、昆虫類が 16 目 172 科 590 種、クモ類が 1 目 17 科 84 種確認された。 [現地調査] 鳥類の重要な種は 17 種であり、事業予定地内ではミサゴ及びハヤブサの飛翔が確認された。 は虫類、昆虫類及びクモ類の重要な種は事業予定地及び空見緑地等で確認された。 また、注目すべき生息地としては事業予定地の西側に隣接する「ラムサール条約登録湿地：藤前干潟」が考えられる。 主要な水鳥(サギ類、カモ類、チドリ類及びシギ類)は、調査対象区域の陸域部を利用するものはごくわずかであった。 11 種の繁殖及び繁殖兆候が確認された。 事業予定地では繁殖及び繁殖兆候は確認されなかった。	施設の存在	動物への影響(施設の存在に伴う動物(重要な動物種)への影響)	事業予定地では鳥類 2 種(ミサゴ、ハヤブサ)、は虫類 1 種(シマヘビ)、昆虫類 1 種(ニイニイゼミ)、クモ類 2 種(コガネグモ、ゲホウグモ)が確認された。それぞれの予測結果は以下に示すとおりである。 a. 鳥類 現地調査の結果、事業予定地で採餌、休息する個体は確認されず、事業予定地周辺には営巣に適した環境も存在しなかった。事業予定地では主に上空を飛翔する個体の確認であった。 よって、本種への影響はほとんどないと予測される。 b. は虫類、昆虫類及びクモ類 施設の存在により本種の主要な生息環境である雑多な草地環境の一部が消失するが、周辺地域の公園等に生息に適した樹林地が存在する。また、周辺植生との連続性を考慮し、敷地周囲約 20m を緑化してまとまった緑地とすることから、本種への影響はほとんどないと予測される。

表 8-11-1(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(動物)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・ 樹林地は樹木の成長を自然の推移に任せるとともに下草刈り・農薬散布等の管理の程度を粗放的に行い、対象種(は虫類:シマヘビ、昆虫類:ニイニイゼミ、クモ類:コガネグモ、ゲホウグモ)の生息に適した環境を確保する。	重要な動物種(鳥類:ミサゴ、ハヤブサ)は事業予定地で採餌、休息する個体は確認されず、事業予定地周辺には営巣に適した環境も存在しなかった。また、事業予定地では主に上空を飛翔する個体の確認であり、重要な動物種に与える影響はほとんどないとする。 施設の存在に伴い重要な動物種(は虫類:シマヘビ、昆虫類:ニイニイゼミ、クモ類:コガネグモ、ゲホウグモ)の主要な生息環境である樹林地及び雑多な草地環境の一部が消失するが、周辺地域の公園等に生息に適した樹林地が存在し、重要な動物種に与える影響はほとんどないとする。 なお、緑化にあたり、樹種の選定に際しては周辺に存在する潜在自然植生に配慮する。また、その整備についても維持管理まで含めた長期的な視点にたち、事業予定地内及びその周辺に現在生息している動物や植物の多様性を踏まえ生態系の維持にも配慮し、動物が引き続き生息できるような環境を創出することに配慮することから、その他の動物(重要な動物種以外)への影響も軽微であるとする。 また、緑地の植生について下草刈り・農薬散布等の管理の程度を粗放的に行い、重要な動物種(は虫類:シマヘビ、昆虫類:ニイニイゼミ、クモ類:コガネグモ、ゲホウグモ)の生息に適した環境を確保することから、施設の存在に伴う動物(重要な動物種)への影響が低減できるものと判断する。

表 8-11-2(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(動物)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
動物	前述のとおり	施設の稼働	鳥類への影響(施設の稼働(大気質)に伴う鳥類(水鳥)への影響)	大気質の予測結果からラムサール条約登録湿地の大気質寄与濃度(年平均値)は、現況濃度に対して相当程度小さいことから、現況の状態との変化の程度は軽微と考えられる。 環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、鳥類(水鳥)への影響は小さいと予測される。
			鳥類への影響(施設の稼働(騒音)に伴う鳥類(水鳥)への影響)	騒音の予測結果からラムサール条約登録湿地の騒音は、西側敷地境界付近では本施設全体供用時に 55dB 未満、第 1 期施設供用時に 45dB 未満と予測される。 ラムサール条約登録湿地方向への伝搬は距離減衰が見込まれることから、現況の状態との変化の程度は軽微と考えられる。 環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、鳥類(水鳥)への影響は小さいと予測される。
			鳥類への影響(施設の稼働(振動)に伴う鳥類(水鳥)への影響)	振動の予測結果からラムサール条約登録湿地の振動は、西側敷地境界付近では本施設全体供用時に 55dB 未満、第 1 期施設供用時に 30dB 未満と予測される。 ラムサール条約登録湿地方向への伝搬は距離減衰が見込まれることから、現況の状態との変化の程度は軽微と考えられる。 環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、鳥類(水鳥)への影響は小さいと予測される。

表 8-11-2(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(動物)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・ 事業予定地境界の護岸部側に緑地を施す。 ・ 定期的な補修工事、機能検査、機器の点検などを実施し、施設の性能を維持する。	大気質、騒音及び振動の現況との変化の程度は軽微と考えられる。環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、施設の稼働に伴う鳥類(水鳥)への影響は小さいと考える。 また、護岸部側の境界に緑地を施す等の措置を講じることから、施設の稼働に伴う鳥類(水鳥)への影響は低減できるものと判断する。

表 8-11-3(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(動物)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
動物	前述のとおり	工事中	建設工事及び工事関連車両の走行	鳥類への影響(建設工事(大気質)の鳥類(水鳥)への影響) 大気質の予測結果からラムサール条約登録湿地の大気質寄与濃度(年平均値)は、現況濃度に対して相当程度小さいことから、現況の状態との変化の程度は軽微と考えられる。環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、鳥類(水鳥)への影響は小さいと予測される。
			鳥類への影響(建設工事(騒音)の鳥類(水鳥)への影響)	建設作業騒音の予測結果から西側敷地境界付近では第1期工事で 60dB 程度、西側施設工事で 65dB 程度と予測される。 ラムサール条約登録湿地方向への伝搬は距離減衰が見込まれることから、現況の状態との変化の程度は軽微と考えられる。 環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、鳥類(水鳥)への影響は小さいと予測される。
			鳥類への影響(建設工事(振動)の鳥類(水鳥)への影響)	建設作業振動の予測結果から西側敷地境界付近では第1期工事で 30dB 未満、西側施設工事で 50dB 程度と予測される。 ラムサール条約登録湿地方向への伝搬は距離減衰が見込まれることから、現況の状態との変化の程度は軽微と考えられる。 環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、鳥類(水鳥)への影響は小さいと予測される。
			鳥類への影響(工事関連車両の走行の鳥類(水鳥)への影響)	工事関連車両の走行に伴う大気質、騒音及び振動の予測結果から、ラムサール条約登録湿地の寄与濃度及び予測結果は、現況の状態との変化の程度は軽微と考えられる。 環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、鳥類(水鳥)への影響は小さいと予測される。

表 8-11-3(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(動物)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・ 作業待機中は建設機械を停止するなど、アイドリングストップを徹底する。 ・ 建設機械の配置の分散に努める。 ・ <u>最新型の低騒音型・低振動型の機械の積極的な導入に努め、騒音・振動の小さい工法を採用する等、騒音・振動の発生を低減に配慮する。</u>	大気質、騒音及び振動の現況との変化の程度は軽微と考えられる。環境の変化による一時的な忌避行動は否定できないが、生息環境を大きく変えるものではなく、工事中の鳥類(水鳥)への影響の程度は小さいと考える。 また、作業待機中は建設機械を停止するなど、アイドリングストップを徹底し、建設機械の配置の分散に努め、<u>騒音・振動の小さい建設機械や工法を採用する等、騒音・振動の発生を低減に配慮することから、工事中の鳥類(水鳥)への影響は低減できるものと判断する。</u>

表 8-12(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(景観)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
景観	[現地調査] 遠景の景観調査の結果、事業予定地に現存する新日本製鐵(株)の工場が視認できる地点と植栽や他の工場等により遮られ、事業予定地付近にある煙突によって位置の確認ができる程度の地点があった。 中景の景観調査の結果、他の工場、植栽等が連なっているため、現存工場を視認できない状況であった。 近景の調査結果、他の工場、植栽等とともに、現存工場の状況が確認できる。	施設の存在	景観の変化の程度	< 本施設全体供用時 > a. No. 1 地点北西約 2.5 km 対岸に施設が見える状況であり、現況よりも建物は大きく、量感が増すものの、明るいイメージとなっている。また、敷地周辺の緑化により、周囲との緑の連続性が保たれている。 b. No. 4 地点南西約 1km 対岸に施設が見える状況であり、現況よりも建物は大きく、量感が増すものの、明るいイメージとなっている。 c. B 地点 東約 50m 施設がよく見える状況であり、明るいイメージとなっている。 d. D 地点南西約 100m 既存建物と比べて、煙突と焼却炉棟がよく確認できる状況である。煙突と焼却炉棟はソフトな色のイメージとなっている。 < 第 1 期施設供用時 > a. No. 1 地点北西約 2.5km 対岸に施設が見える状況であり、現況よりも建物は大きく、量感は若干増すものの、明るいイメージとなっている。また、敷地周辺の緑化により、周囲との緑の連続性が保たれている。 b. No. 4 地点南西約 1km 既存建物と比べて、焼却炉棟の一部が確認でき煙突がよく見える状況である。煙突はソフトな色のイメージとなっている。 c. B 地点 東約 50m 施設がよく見える状況であり、明るいイメージとなっている。 d. D 地点南西約 100m 既存建物と比べて、植栽の間から焼却炉棟の一部が確認でき煙突がよく見える状況である。煙突はソフトな色のイメージとなっている。
				存在供用時

表 8-12(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(景観)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・名古屋市都市景観基本計画及び名古屋港景観基本計画に配慮したデザインとする。	遠景地点からの景観は<u>対岸に施設が見える状況であり、明るいイメージとなっているとともに、敷地周辺の緑化により、周囲との緑の連続性が保たれている。</u>また、<u>近景地点からの景観は施設がよく見える状況であり建物の色をソフトな感じとすることから、明るいイメージとなっていると予測されることから、景観の変化の程度は軽微であると考える。</u> また、名古屋市都市景観基本計画及び名古屋港景観基本計画に配慮したデザインとすることから、施設の存在による景観への影響が低減できるものと判断する。

表 8-13-1(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(人と自然との触れ合いの活動の場)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
人と自然との触れ合いの活動の場	[資料調査] 事業予定地周辺には主要な触れ合いの活動の場として、「空見緑地」、「稲永公園」、「野鳥観察館」、「稲永ビジターセンター」が存在する。 ア 稲永公園 事業予定地の北約1kmに位置する。 芝生広場、港サッカー場、野球場、河口修景広場、木製遊具広場、野鳥観察館及び稲永ビジターセンター(平成17年3月27日開館)等が整備されていた。 イ 空見緑地 事業予定地の北東約100m、「あおなみ線(西名古屋港線)」の高架東側に位置する。 面積は全体で約1.5haであり、このうち植栽は約63%であった。 [現地調査] ア ラムサール条約登録湿地 事業予定地西側水域は、ラムサール条約登録湿地として指定されている。 事業予定地西側護岸では、バードウォッチングを楽しんでいる人を確認することがあった。 また、まばらではあるが、釣りを楽しんでいる人も確認することがあった。	施設の稼働	触れ合いの活動の場での環境への影響	<事業予定地西側護岸> 「大気質、騒音、振動及び悪臭」の環境影響については、それぞれの予測結果から類推すると、事業予定地からの距離減衰が期待できることから、西側護岸での環境影響の程度は小さいと予測される。 また、西側護岸からのバードウォッチングに関しては、施設の稼働に伴う鳥類への影響の程度は小さいことから類推すると、利用状況の変化はほとんどないと予測される。 <稲永公園> 「大気質、騒音、振動及び悪臭」の環境影響については、それぞれの予測結果から類推すると、事業予定地から十分に距離が離れていることから、環境への影響はほとんどないと予測される。よって、公園散策、散歩、休憩等の利用状況の変化はほとんどないと予測される。 また、野鳥観察館、稲永ビジターセンター、護岸からのバードウォッチングに関しては、施設の稼働に伴う鳥類への影響の程度は小さいことから類推すると、利用状況の変化はほとんどないと予測される。 <空見緑地> 「大気質、騒音、振動及び悪臭」の環境影響については、それぞれの予測結果から類推すると、事業予定地からの距離減衰が期待できることから、<u>空見緑地</u>での環境影響の程度は小さいと予測される。よって、公園散策、散歩、休憩等の利用状況の変化はほとんどないと予測される。
		存在 供用時		

表 8-13-1(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(人と自然との触れ合いの活動の場)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・各環境要素で示した環境の保全のための措置を講じる。	事業予定地西側護岸、稻永公園及び空見緑地での大気質、騒音、振動、悪臭及び動物の環境影響の程度は小さく、公園散策、散歩、休憩、バードウォッチング等の利用状況の変化はほとんどないと予測されることから、施設の稼働に伴う触れ合いの活動の場の環境への影響及び利用状況に与える影響は軽微であると考え。 また、各環境要素で示した環境の保全のための措置を講じることにより、施設の稼働に伴う触れ合いの活動の場への影響は低減できるものと判断する。

表 8-13-2(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(人と自然との触れ合いの活動の場)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
人と自然との触れ合いの活動の場	イ 稲永公園 年間を通じて、午前中は散歩、散策、ジョギング等の利用が多かった。また、遊具等の利用、休憩等、集団での散歩・散策コースにも利用されている状況であった。 公園の西側護岸では、春季から秋季にかけて釣りを楽しんでいるのを確認することもあった。 また、バードウォッチングの利用もあり、併せて野鳥観察館や稲永ビジターセンターでの個人や集団での利用が盛んであった。 施設利用以外の目的での長時間利用は、あまりみられなかった。	建設工事及び工事関連車両の走行	触れ合いの活動の場での環境への影響	<事業予定地西側護岸> 「大気質、騒音及び振動」の環境影響については、それぞれの予測結果から類推すると、事業予定地からの距離減衰が期待でき、工事関連車両を分散させる走行ルートの選定及び工程管理を徹底することから、西側護岸での環境影響の程度は小さいと予測される。また、西側護岸からのバードウォッチングに関しては、工事中の鳥類への影響の程度は小さいことから類推すると、利用状況の変化はほとんどないと予測される。
	ウ 空見緑地 春季から秋季の間の昼食時に昼食、休憩等に利用することを確認した。全般には利用がほとんどない状況であった。			工事中

表 8-13-2(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(人と自然との触れ合いの活動の場)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・各環境要素で示した環境の保全のための措置を講じる。	事業予定地西側護岸、稲永公園及び空見緑地での大気質、騒音、振動及び動物の環境影響の程度は小さく、公園散策、散歩、休憩、バードウォッチング等の利用状況の変化はほとんどないと予測されることから、工事中の触れ合いの活動の場の環境への影響及び利用状況に与える影響は軽微であると考え。 また、各環境要素で示した環境の保全のための措置を講じることにより、工事中の触れ合いの活動の場への影響は低減できるものと判断する。

表 8-14-1(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(廃棄物等)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
廃棄物等	[資料調査] ア 廃棄物発生の状況 平成 15 年度に発生した焼却灰は 17,827t(山崎:3,896t、柴田:5,539t、宝神:8,392t)であった。 平成 15 年度のし渣・沈砂発生量は、12,414t/年であった。 イ 廃棄物の管理・減量化・再利用の状況 焼却灰は土質改良材やセメント原料等に有効利用されている。有効利用率は 89.4%(15,934t)であった。 し渣・沈砂の有効利用率は 36.9%(4,586t)であった。	存在供用時	施設の稼働	廃棄物の種類及び発生量の程度 < 廃棄物の種類及び発生量 > 最大稼働時での廃棄物の種類及び発生量は以下のとおりと予測される。 <本施設全体供用時> 焼却灰 : 21,900t/年 し渣・沈砂: 15,000t/年 <第1期施設供用時> 焼却灰 : 5,475t/年 し渣・沈砂: 91t/年 < 廃棄物の排出抑制、減量化、再利用及びリサイクルなどの方策及び量 > 焼却灰は可能な限り土質改良材、セメント原料等にリサイクルし、平成 26 年度の第 1 期施設供用開始時において、平成 22 年度の目標値(90%)を維持する。 し渣・沈砂は、建設資材へのリサイクルを推進し、可能な限りリサイクルに努める。 有効利用量及び処分量は以下のとおりと予測される。 ・有効利用量 <本施設全体供用時> 焼却灰 : 19,700t/年 し渣・沈砂: 6,000t/年 <第1期施設供用時> 焼却灰 : 4,900t/年 し渣・沈砂: 0t/年 ・処分量 <本施設全体供用時> 焼却灰 : 2,200t/年 し渣・沈砂: 9,000t/年 <第1期施設供用時> 焼却灰 : 575t/年 し渣・沈砂: 91t/年

表 8-14-1(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(廃棄物等)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・焼却灰及びし渣・沈砂は、極力、有効利用に努めリサイクル率 100%を目指し、リサイクルができないものについては、適正に処分する。 ・将来の技術革新により、より効率的な廃棄物等の有効利用方策が発生した場合は、その効果等を十分に検証し導入の検討に努める。 ・施設の補修時に発生する廃棄物のリサイクルに努める。 ・燃焼温度を適正な温度に保ち、完全燃焼を図る。 ・定期的な施設の補修工事、機能検査、機器の点検等を実施し、施設の性能を維持する。 ・最終処分を行う場合は、関係法令を遵守し処分する。	施設の稼働に伴い発生する焼却灰及びし渣・沈砂は、極力、有効利用に努めリサイクル率 100%を目指すことにより、焼却灰及びし渣・沈砂の処分量の抑制が可能であるため、施設の稼働に伴い発生する廃棄物の影響は軽微であると考ええる。 また、施設の補修時に発生する廃棄物のリサイクルに努める等の措置を講じることから、施設の稼働に伴い発生する廃棄物の影響は低減できるものと判断する。

表 8-14-2(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(廃棄物等)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
廃棄物等	前述のとおり	建設工事	廃棄物等の種類及び発生量の程度	< 廃棄物の種類及び発生量 > 工事計画より、廃棄物の種類及び発生量は、鉄くず 1,100t、コンクリートがら 41,000m³、アスファルトがら 13,000m³、建設汚泥 7,000m³、その他(松杭等) 1,600t と予測される。 < 廃棄物の排出抑制、減量化、再利用、リサイクル等の方策及び量 > 廃棄物の排出抑制、減量化、再利用、リサイクル等の方策は以下に示すとおりである。これらの方策を行うことにより、廃棄物の発生を最小限にできるものと予測される。 a. 建設汚泥 できる限り再資源化に努める。 b. コンクリート・アスファルトがら 100%再資源化に努める。 c. 金属くず 分別を徹底し、可能な限り再資源化することに努める。 d. その他(松杭等) 分別を徹底し、可能な限り有効利用に努める。 < 残土の発生量、再利用・リサイクル等の方策及び量 > a. 残土の発生量 工事計画から、掘削等による残土は約 137,000m³と予測される。 b. 残土の再利用・リサイクル等の方策及び量 工事計画から、盛土量は約 162,000m³必要となり、掘削土砂は極力、盛土材として再利用される。

表 8-14-2(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(廃棄物等)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・廃棄物については、「建設工事に係る資材の再資源化に係る法律」(平成 12 年 法律第 104 号)、「あいち建設リサイクル指針」(平成 14 年 3 月 愛知県)、「第 2 次名古屋市庁内環境保全率先行動計画」(平成 14 年 7 月)に基づき、再資源化に努める。 ・廃棄物等の処理にあたっては、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和 45 年 法律 137 号)等の関係法令を遵守し適切に処理を行う。 ・盛土材として使用できない場合は、場外搬出し、運搬途中の取扱に十分な配慮をするとともに、汚染土管理票システムを用いた適正な管理を図る。 ・資材の梱包材を簡素化し、廃棄物の発生を抑制に努める。 ・残材料が発生しないような資材搬入計画の作成に努める。	建設時に発生する廃棄物については、再資源化に努め、残土(建設発生土)は、極力、盛土材として再利用することにより建設時に発生する廃棄物等の環境への影響は軽微であると考える。 また、廃棄物を「建設工事に係る資材の再資源化に係る法律」(平成 12 年 法律第 104 号)、「あいち建設リサイクル指針」(平成 14 年 3 月 愛知県)、「第 2 次名古屋市庁内環境保全率先行動計画」(平成 16 年 4 月)に基づき、リサイクルに努める等の措置を講じることから、建設工事に伴う廃棄物等の影響は低減できるものと判断する。

表 8-15(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(温室効果ガス等)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
温室効果ガス等	[資料調査] 平成 15 年度における山崎汚泥処理場、柴田汚泥処理場、宝神汚泥処理場から発生する二酸化炭素等排出量を算定した。 ・山崎汚泥処理場 二酸化炭素 10,023.7(10³m³N) 一酸化炭素 0.0(10³m³N) 一酸化二窒素 70.0(10³m³N) ・柴田汚泥処理場 二酸化炭素 13,257.2(10³m³N) 一酸化炭素 0.0(10³m³N) 一酸化二窒素 56.0(10³m³N) ・宝神汚泥処理場 二酸化炭素 5,044.0(10³m³N) 一酸化炭素 54.0(10³m³N) 一酸化二窒素 14.0(10³m³N)	存在 供用時	施設の稼働	温室効果ガス等の排出の程度 < 温室効果ガス発生量 > 本施設全体供用時において約 199,500t/年(二酸化炭素換算値)、第1期施設供用時において約 49,700t/年(二酸化炭素換算値)の温室効果ガスの発生が予測される。 < 温室効果ガス削減量 > 本事業における発電量(検討中)は本施設全体供用時に約 15,300 千 kwh/年、第1期施設供用時に約 2,900 千 kwh/年であり、発電量分の電力消費量が削減される。 したがって本施設全体供用時において約 5,800t/年(二酸化炭素換算値)、第1期施設供用時において約 1,100t/年(二酸化炭素換算値)が削減されると予測される。
		工事中	建設工事及び工事関連車両の走行	温室効果ガス等の排出の程度 工事中には約 12,750t(二酸化炭素換算値)の温室効果ガスが発生するものの、省エネルギー型の建設機械の使用に努めるため、温室効果ガスの発生は最小限に抑えられるものと予測される。

表 8-15(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(温室効果ガス等)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・焼却に伴う余熱を有効に利用(発電等)する。 ・省エネルギー型の機器を積極的に採用する。 ・本施設全体供用時において敷地の30%以上を緑地とする。 ・太陽光等の自然エネルギーの利用に努める。 ・下水道資源の有効利用に努める。	本施設の供用に伴い発生する温室効果ガスは、本施設全体供用時において約 199,500t/年(二酸化炭素換算値)、第1期施設供用時において約 49,700t/年(二酸化炭素換算値)の温室効果ガスの発生が予測される。 環境保全措置(都市ガス及び処理水の使用)を行うことにより本施設全体供用時には、約 10,800t/年(二酸化炭素換算値)、第1期施設供用時には約 2,600t/年の温室効果ガスの削減ができるものと予測され、さらに熱利用棟において発電を行うことにより本施設全体供用時において約 5,800t/年(二酸化炭素換算値)、第1期施設供用時で約 1,100t/年(二酸化炭素換算値)の温室効果ガスが削減されると予測されることから温室効果ガスの環境への影響は緩和されていると考える。 また、焼却に伴う余熱の有効利用、敷地の緑化、自然エネルギーの利用に努める等の措置を講じることにより、本施設の稼働に伴い発生する温室効果ガスの環境への影響は低減できるものと判断する。
・作業待機中は建設機械を停止するなど、アイドリングストップを徹底する。 ・通勤時にはエコドライブに努める。 ・高炉セメントの使用に努める。 ・森林資源の保護などに留意して合板型枠の使用を抑制する。 ・工事計画を適切に立て、建設資材の効率的な搬入搬出に努める。	建設工事に伴い発生する温室効果ガス総排出量は約 12,750t(二酸化炭素換算値)発生するものの、省エネルギー型の建設機械の使用に努めるため発生量は最小限に抑えられているものと予測されることから、温室効果ガスの環境への影響は軽微であると考え。 また、建設機械のアイドリングストップを徹底することや、高炉セメントの使用に努めることなどの対策を講じることから、建設工事に伴う温室効果ガスの環境への影響は低減できるものと判断する。

表 8-16(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(日照阻害)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
日照障害	[資料調査] ア 用途地域 事業予定地周辺の用途地域指定は主に「工業地域」であり調査対象区域の約 90%を占めていた。 イ 土地利用区分 調査対象区域を含む港区の土地利用区分の状況は宅地が約 70%、次いで田畑が約 21%、雑種地等が約 9%であった。 ウ 建物の状況 事業予定地周辺は主に工業施設用地、供給・処理・運搬施設用地であり、北約 1km 先には住居施設用地(一部、商業施設用地等が散在する)が存在していた。 エ 土地利用計画 港湾法に基づく名古屋港臨港地区内の分区としては「工業港区」の指定がなされていた。 [現地調査] 既存建物の冬至日の地上における時刻別の日影は事業予定地内で収まる状況であった。	施設の存在	日影の影響の程度	冬至日の日影は、本施設全体供用時及び第 1 期施設供用時ともに、現況と比べ長さは長くなるものの影響時間は短く、建物による等時間日影は、5 時間等時間日影線が敷地境界線から 5m のラインに、3 時間等時間日影線が敷地境界線から 10 m のラインにかかる程度である。

表 8-16(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(日照障害)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・ 事業予定地は工業地域であり、日影の規制はないが、建物の形状・配置に配慮する。 ・ 日照障害軽減のための北側建屋高さをできる限り低くする。	事業予定地は工業地域であり、日影の規制はないが、準工業地域並みの日影基準を満足させるよう建物の形状・配置に配慮するため、日影の影響は軽微であると考え。 また、日照障害軽減のための北側建屋高さをできる限り低くすることにより、施設の存在による日影の影響は低減できるものと判断する。

表 8-17(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(電波障害)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
電波障害	[現地調査] ア 受信画質評価 <地上波アナログ> 電波測定車により50地点で調査した。 VHF局の受信状況は、いずれかのチャンネルにゴーストが見受けられる状況であった。特にローチャンネル(1,3チャンネル)に多く見られた。 UHF局の受信状況は、25,35チャンネルともにゴーストの目立つ地点があった。 <地上波デジタル> 電波測定車により20地点で調査した。 ブロックノイズが確認されるチャンネルがあった。概ね全チャンネル良好に受信されていた。 イ 共同テレビ受信施設の状況 名古屋市営住宅内の一部に設置されていた。 ウ マイクロウェーブの送信経路 事業予定地内に存在するマイクロウェーブ通信回路は重要無線通信に該当するものとし、ないものとがあった。なお、現計画の煙突位置はこの通信回線の電波伝搬防止区域を外れていた。	施設の存在	テレビジョン電波障害の程度及び範囲	障害は建物幅が広く、建物高さの高い焼却炉棟、汚泥棟及び煙突が大きく寄与しており、その範囲は地上波アナログ、地上波デジタルともに住居地域には現れないと予測される。事業予定地に隣接した一部の工場地帯(東側を除く)では、地上波アナログ、地上波デジタルともに障害が予測される。
		存在		
		存在 供用時		

表 8-17(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(電波障害)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・焼却炉棟等の建物幅が広く、建物高さの高い電波障害の要因となる施設を可能な範囲で敷地境界から離す。 ・苦情が発生した場合は状況を確認し対応する。	障害が予測される範囲は住居地域には現れないが、事業予定地に隣接した工場地帯(東側を除く)においては障害が予測される。しかし、障害範囲は地上波アナログより地上波デジタルの方が狭く、施設の供用開始時には地上波デジタル放送への移行が進んでいることを勘案すれば、施設が存在に伴う電波障害の影響は軽微であると考え。 また、焼却炉棟等の電波障害の要因となる施設を可能な範囲で敷地境界から離すこと等の措置を講じることから、施設が存在に伴う電波障害の影響は低減できるものと判断する。

表 8-18(1) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(安全性)

項目	調査結果の概要	予測の概要		
		影響要因	予測項目	予測結果
安全性	[資料調査] 事業予定地の東側に隣接して主要地方道「金城埠頭線」が南北に整備され、これを南下すると国道「302号線」に接続している。北上すると県道「港中川線」、市道「稲永埠頭線」に接続する。その北側には東西方向に国道「23号線」が整備されている。 また、調査対象区域を含む野跡学区の交通事故発生件数は、平成16年で22件であった。 [現地調査] ア 交通量 歩行者は、汐止町交差点が金城橋交差点よりも多く、また、全体交通量に対する歩行者・自転車の占める割合も大きい。また、事業予定地周辺は、ほとんど歩行者がいない状況であった。 イ 交通安全設備の確認 事業予定地西側の道路は中央分離帯のある片側2車線の道路が整備されており道路西側の海側に歩道が整備されていたが、東側には歩道が整備されていなかった。 事業予定地北側の道路は、道路北側の歩道帯が縁石により分離されており、南側には歩道が整備されていなかった。 事業予定地東側の主要地方道金城埠頭線は、中央分離帯のある片側3車線道路であり、道路両端に歩道が整備されていた。また、事業予定地前には横断歩道が整備され、バス停が設置されていた。	工事関連車両の走行 工事中	交通安全等への影響	往路第1ルート(事業予定地の東側を通行するルート)走行時において、大型車と歩行者等の交錯が最も多い箇所は、C地点(庄内川付近)であり、その発生集中台数は、47台/時と予測される。また、朝夕の通勤時には乗用車のピークとなり、その発生集中台数は、全ての地点で126台/時と予測される。 往路第2ルート(事業予定地の西側を通行するルート)走行時において、B、C地点(金城橋交差点付近、庄内川付近)で歩行者等と交錯し、その最大発生集中台数は大型車で24台/時、乗用車は126台/時と予測される。

表 8-18(2) 調査・予測及び評価の結果の概要一覧(安全性)

評価の概要	
環境の保全のための措置	評 価
・ 通勤車両、資材の搬入車両が極端に集中しないよう搬入時期・時間の分散に努める。 ・ 工事関連車両の運転者に対しては、交通規則の遵守及び安全運転の徹底を図る。 ・ 工事関連車両の主要な出入口は、交通整理員を配置し、歩道での歩行者の安全を確保する。なお、危険のないように路面の段差への配慮等の対策を講じる。 ・ 道路占有に関して作業区域は防護さく等で囲み、範囲を明確にする。	往路第 1 ルート走行時は、大型車の最大発生集中台数は47台/時、乗用車の最大発生集中台数は126台/時と予測される。また、往路第2ルート走行時は、大型車の最大発生集中台数は 24台/時、乗用車の最大発生集中台数は126台/時と予測される。 したがって、工事予告表示等は警察等と協議を行い、道路利用者が遠方より確認・迂回する事ができるような場所に設置することから、工事関連車両の走行に伴う交通安全等への影響は軽微であると考え。 また、工事関連車両の走行ルートを 2 ルートに分散し、工事関連車両の運転者に対しては交通規則の遵守及び安全運転の徹底を図り、工事関連車両の主要な出入口には交通整理員を配置する等の措置を講じることから、工事関連車両の走行に伴う交通安全等への影響は低減できるものと判断する。

